

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 11 条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可し、同法第 19 条第 1 項前段の規定に基づき公告したので、同法施行規則第 39 条第 2 項の規定により次のとおり掲示する。

令和 7 年 4 月 25 日

横浜市長 山 中 竹 春



1 公告の内容

横浜市公告第 253 号

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和 7 年 4 月 25 日

横浜市長 山 中 竹 春

1 組合の名称

関内駅前港町地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和 7 年 4 月 25 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

中区尾上町 2 丁目 23 番の 2、23 番の 4 の一部、25 番、26 番、27 番の 1 及び 27 番の 2 並びに真砂町 2 丁目 11 番の 2、12 番の 1、12 番の 2、13 番の 1、13 番の 2、14 番の 1、14 番の 2、15 番、16 番の 1 から 16 番の 3 まで、17 番の 1 から 17 番の 3 まで、18 番の 2、22 番、22 番の 1、22 番の 2、23 番、24 番の 1、24 番の 2、26 番、27 番及び 3 丁目 33 番の 2 の一部並びに港町 2 丁目 3 番の 2、3 番の 4、6 番、7 番、8 番の 1、8 番の 2、9 番及び 3 丁目 10 番の 2 の一部

4 事務所の所在地

中区港町 2 丁目 9 番地

5 設立認可の年月日

令和 7 年 4 月 25 日

6 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

7 公告の方法

組合の掲示板及び組合のウェブサイトに掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。

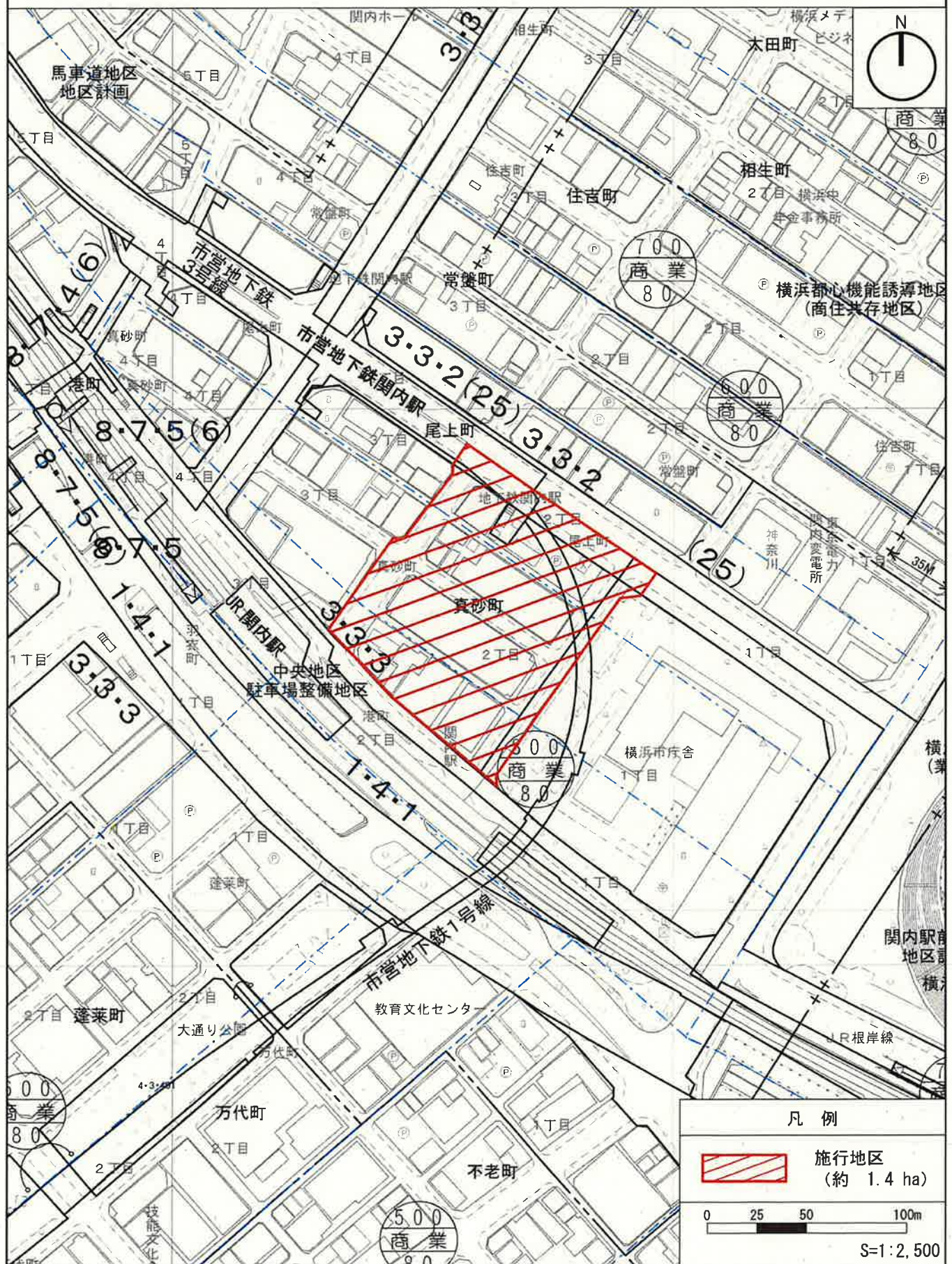
8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和 7 年 5 月 24 日

2 施行地区

別紙施行地区区域図のとおり

図2 施行地区の区域図



横浜関内駅前ビル株式会社

7 5 25